

## 所得控除に注意!

### 給与所得控除の金額の引き下げ

正社員やパート、アルバイトなど給与収入がある人が該当する「給与所得控除」も改正されました。「源泉徴収票」を見ながら確定申告書類を作成することになりますが、人によっては源泉徴収票で控除されている給与所得控除の金額が昨年までとは異なっているかもしれません。これは給与収入によって控除額が変わったためですので、下の表を参照して確認してください。

昨年は上限額が220万円（給与収入が1000万円超の人）でしたが、令和2年以降は上限額が195万円へと下がり、さらに上限額が適用される給与収入は850万円超の人となりました。



#### ▼ 給与所得控除の控除額

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

## 確認しよう!

### 所得金額調整控除

給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられたために、給与収入が850万円を超える人は税負担が増えます。そこで、子育てや介護をする人のために、税負担が増えないように調整する「所得金額調整控除」が設けられました。所得金額調整控除は、給与所得から控除します。

給与収入が850万円を超える人は、次の3つのどれかに該当するかどうかを確認してください。

- ① 本人が特別障害者 / ② 23歳未満の扶養親族がいる
- ③ 特別障害者である配偶者や扶養親族がいて、生計を同一にしている

いずれかに該当する場合には、次の計算式で控除金額を算出してください。なお、給与収入が1,000万円を超える人は、給与収入を1,000万円として計算してください。

$$(\text{給与収入の金額} - 850 \text{万円}) \times 10\% = \text{所得金額調整控除}$$

また、公的年金の雑所得とアルバイトなどの給与所得がある人は、この2つの所得を合計した金額が10万円を超えた場合、給与所得控除額に「所得金額調整控除額」を加算できます。

$$\text{公的年金の雑所得}^* + \text{給与所得}^* - 10 \text{万円} \quad \text{※ 10万円を超える場合は 10万円}$$

例) 公的年金の雑所得が200万円、給与所得が100万円の場合、「10万円+10万円-10万円 = 10万円」となり、給与所得控除額に、10万円の所得金額調整控除額を加算して計算します。

年金のほかに、給料を受け取っている

申告書 A 第一表

1 源泉徴収票の「支払金額」を転記する

7 課税される所得金額を計算する

年金のほかに満期保険金を受け取った場合には、「申告書A」を使う

麻布 税務署長  
令和 3 年 3 月 1 日 令和 02 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 A

〒 106-0032 個人番号 123412341234

住所 東京都港区六本木C

氏名 田 茂

性別 男 出生年月日 3/25/0109 電話番号 (自宅) 03-0000-0000

2 「公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」を転記する

8 「所得税の速算表」(1-7)をもとに、税額を計算する

9 すでに天引きされている所得税を合計して記入する

給 与	⑦	2000000	課税される所得金額 (⑤-⑳)	①	1900000
公的年金等	①	3000000	上の①に対する税額	②	95000

3 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を転記する

「第二表」の「源泉徴収税額の合計額」と同じ額を記入する

給 与	①	1220000	配 当 控 除 (特)	⑳	
雑 所得	②	1900000	差 引 所 得 税 額 (②-③-④-⑤-⑥)	㉑	95000
配 当	③		災 害 減 免 額	㉒	
計	④	3120000	再 差 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額 (②-③))	㉓	95000
社会保険料控除	⑤	260000	復 興 特 別 所 得 税 額 (㉓ × 2.1%)	㉔	1995
小規模企業共済等掛金控除	⑥		所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 額 (㉑+㉔)	㉕	96995

4 雑所得の金額を計算する。計算方法はP.45参照

5 所得を合計する

給 与	①	1220000	外 国 税 額 控 除 (区 分)	㉖	
雑 所得	②	1900000	源 泉 徴 収 税 額	㉗	240000
配 当	③		申 告 納 税 額 納 め る 税 金 (㉕-㉖-㉗)	㉘	00
計	④	3120000	還 付 さ れ る 税 金 (㉗-㉘)	㉙	143005
社会保険料控除	⑤	260000	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	㉚	
小規模企業共済等掛金控除	⑥		雑 所 得 ・ 一 時 所 得 の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額	㉛	40000

6 該当する控除があれば記入する

10 納めるべき正しい所得税額を計算する

雑所得などから源泉徴収された金額を記載する

差 引 所 得 税 額 (②-③-④-⑤-⑥)	⑦	380000	延 納 所 得 金 額	㉜	
配 偶 者 (特 別) 控 除 (区 分)	⑧	0000	申 告 期 限 中 に 納 付 さ れ る 税 金	㉝	
基 礎 控 除	⑨	480000	延 納 所 得 金 額	㉞	
⑥から⑨までの計	⑩	1220000	選 受 付 さ れ る 場 合 の 所 得 金 額	㉟	
雑 損 控 除	⑪		郵 便 局 名 等	㊱	
医 療 費 控 除 (区 分)	⑫		預 金 種 類	㊲	
寄 附 金 控 除	⑬		普 通 当 座 貯 蓄 貯 蓄	㊳	
合 計 (⑩+⑪+⑫+⑬)	⑭	1220000	口 座 番 号 記 号 番 号	㊴	0000000

7 課税される所得金額を計算する

8 「所得税の速算表」(1-7)をもとに、税額を計算する

9 すでに天引きされている所得税を合計して記入する

給 与	①	2000000	選 受 付 さ れ る 場 合 の 所 得 金 額	㊵	
公 的 年 金 等	②	3000000	延 納 所 得 金 額	㊶	
給 与	①	1220000	選 受 付 さ れ る 場 合 の 所 得 金 額	㊷	
雑 所得	②	1900000	延 納 所 得 金 額	㊸	
配 当	③		選 受 付 さ れ る 場 合 の 所 得 金 額	㊹	
計	④	3120000	延 納 所 得 金 額	㊺	
社会保険料控除	⑤	260000	選 受 付 さ れ る 場 合 の 所 得 金 額	㊻	
小規模企業共済等掛金控除	⑥		延 納 所 得 金 額	㊼	

10 納めるべき正しい所得税額を計算する

所得税を納める場合は上段に、還付される場合は下段に記入する

吉田茂さんの場合 (年金生活者・妻)

**所得の種類**

給与 (支給総額)	200万円
公的年金 (支払金額)	300万円

**所得控除**

社会保険料控除	26万円
生命保険料控除	5万円
地震保険料控除	5万円
配偶者控除	38万円

ポイント&キーワード

- ・ 雑所得
- ・ 給与所得

## 給料と年金を

もらっている人は、

## 基本的に確定申告をする

長年勤めた会社を定年退職して、「再雇用」という形で引き続き働いたり、あるいは自宅の近くで仕事を探し、アルバイトやパートタイマーとして、自分に都合のいい時間だけ働いて給料をもらっている人がいます。

給料としてもらっている収入は、基本的に所得税が源泉徴収されています。所得税がきちんと天引きされていたかどうかは、勤務先から年末に交付される「給与所得の源泉徴収票」で確認してください。「会社員のときのように年末調整を受けているから確定申告をしなくてもいい」と思うかもしれませんが、たとえ勤務先で年末調整を受けたとしても、年金に関しては年末調整の対象外ですので、原則として申告の必要があります。

## 「給与所得」と「雑所得」で

## 確定申告する

給料として1年間に得た収入は「給与所得」、年金は「雑所得」として計算します。

1年間に得た収入が、給料と年金だけならば、「申告書A」を使用します。

まずは「給与所得」から計算します。給与所得の計算は、勤務先から交付される「給与所得の源泉徴収票」を参考にしながら、申告書Aの「第二表」から先に記入するとスムーズに作成できます。

「第一表」は、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を「収入金額等」の「給与」の欄に記入します。「所得金額」の「給与」には、「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」を記入します。給与所得の申告方法に関する詳しい内容は、「2-1 会社員とその家族の確定申告の基本」を参照してください。

なお、給与所得の控除額に「所得金額調整控除額」を加算できる場合もあります（巻頭参照）。

次に「雑所得」になる年金の所得金額を計算します。

年金も、まずは「第二表」から作成していきます。年金は「雑所得」になりますので、所得の種類に「雑」と記入します。

「第一表」には、公的年金を受け取っている人は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された「支払金額」を、「収入金額等」の「雑」の欄①に記入します。

個人年金も受け取っている人は、「個人年金の支払通知書」に記載してある「支払金額」を、「収入金額等」の「雑—その他」の欄②に記入します。

「所得金額」の「雑」に記入する雑所得は、公的年金だけでなく、「公的年金等の源泉徴収票」に記載してある「支払金額」から所得金額を自分で計算して記入し

ます。

個人年金も受け取っている人は、個人年金の計算方法に従って所得金額を計算し、公的年金の所得金額と合計した額を記入します。

詳しい計算方法は、「3-1 年金生活者の確定申告の基本」を参考にしてください。

### 注意!

給料も年金も、所得税額が源泉徴収されているはずなので、その分はすべて合計してもれなく記入してください。



### 提出書類

- ☑ 申告書A 第一表提出用
- ☑ 申告書A 第二表提出用

### 添付書類

- ☑ 生命保険料等の控除証明書
- ☑ 地震保険料の控除証明書